

内閣官房 TPP 政府対策本部

# TPP 整備法案の改正事項と TPP 協定

## TPP整備法案における改正事項

○関税暫定措置法、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（EPA申告原産品法）

### ▶ 原产地手続

- ① 我が国に輸入される貨物の原産性等を確認するための税關が行う調査

【関税暫定措置法第12条の4及び2条の5】

- ② 我が国から輸出された貨物の原産性に関する輸出先税關への協力

【EPA申告原産品法第4条】

### ●原産品の権利に係る手続規定の整備関係

#### ▶ 第3・20条 特惠待遇の要求

- 1 各締約国は、附屬書三一A（その他の制度）に別段の定めがある場合を除くほか、輸出者、生産者又は輸入者によって作成された原産地證明書に基づき、当該輸入者が課税上の特惠待遇の要求を行うことができるることを定める。

2～6 （略）

#### ▶ 第3・21条 原産地證明書の根拠

- 1 各締約国は、生産者が產品が原產品であることを證明する場合には、当該產品が原產品であることについての当該生産者が有する情報に基づいて原産地證明書を作成されることを定める。
- 2 各締約国は、輸出者が產品の生産者でない場合には、当該產品の輸出者が次のいずれかに基づいて原产地證明書を作成することを定める。

(a) 当該產品が原產品であることについての輸出者が有する情報

(b) 当該產品が原產品であることについての生産者が有する情報に対する合理的な信頼

3～4 （略）

#### ▶ 第3・22条 表現の相違

- 各締約国は、原产地證明書における軽微な誤り又は表現の相違により自國が当該原产地證明書の受理を拒否してはならないことを定める。

#### ▶ 第3・25条第3項 輸出に関する義務

- 各締約国は、自國の領域の輸出者又は生産者が原产地證明書を提出した場合において、当該輸出者又は生産者が、当該原产地證明書に不正確な情報が含まれており、又は当該原产地證明書が不正確な情報に基づいていると信ずるに足りる理由があるときは、当該輸出者又は生産者が、当該原产地證明書を提出した全ての者及び締約国に対し、その正確性又は有効性に影響を及ぼし得るいかなる変更についても書面により速やかに通報することを定める。

#### ▶ 第3・26条第2項 記録の保管に関する義務

各締約国は、原産地證明書を提供した自国の領域の生産者又は輸出者が、当該原产地證明書の作成の日から少なくとも五年間、当該輸出者又は生産者が提供した原产地證明書に記載した產品が原產品であることを示すために必要な全ての記録を保管することを定める。

► 第3.27条第4項(け) 原產品であることの確認

確認のための訪問を行う場合には、その施設に当該訪問を受ける輸出者又は生産者の書面による同意を要請すること並びに当該訪問の実施を希望する日、場所及びその具体的な目的を明記すること。

► 第3.27条第7項 原產品であることの確認

輸入締約国は、1(b)の規定に基づいて確認の要請を行う場合には、輸出者又は生産者が所在する締約国の求めに応じ、自國の法令に従い、当該輸出者又は生産者が所在する締約国に通報する。当該輸出者又は生産者が所在する締約国は、更に、当該輸入締約国のために、適切と認める場合には、自國の法令に従い、当該確認を支援することができる。その支援には、当該確認のための連絡先を提供すること、当該輸入締約国に代わって当該輸出者又は生産者から情報を収集することなど及び当該輸入締約国が產品が原產品であるかどうかを決定することができるようにするためのその他の活動を含めることができる。

► 第3.29条第1項 輸入後の還付及び關稅の特惠待遇の要求

各締約国は、自國の領域に輸入された時に產品が關稅上の特惠待遇を受ける資格があったであろう場合において、輸入者がその輸入の時に關稅上の特惠待遇を要求しなかったときは、当該輸入者が當該產品について關稅上の特惠待遇及び超過して徵收されない關稅の還付を申請することができることを定める。

► 第4.6条 確認

1 輸入締約国は、繊維又は繊維製品について、產品が關稅上の特惠待遇を受ける產品であるかどうかを確認するため、第三・二十七条（原產品であることの確認）1(a)、(b)若しくは(e)の規定及び関連する手続に従い、又はこの条に規定する現地訪問の要請を通じ、確認を行うことができる。  
2 輸入締約国は、次のいずれかを確認するため、繊維又は繊維製品の輸出者又は生産者に対してこの条の規定に基づく現地訪問を要請することができる。

(a) 繊維又は繊維製品がこの規定に基づく關稅上の特惠待遇を受ける產品であるかどうか。

(b) 關稅法令違反が生じているかどうか又は生じたかどうか。

3 輸入締約国は、この条の規定に基づく現地訪問の期間中、次のものへのアクセスを要請することができる。

(a) 路

<p>4 輸入締約国は、2の規定に基づく現地訪問の実施を求める場合には、訪問を受け入れる締約国に対して当該現地訪問の二十日前までに次の事項について通報する。</p>
<p>(a) 希望する日</p>
<p>(b) 当該現地訪問の対象となる輸出者及び生産者の数（支援の提供を円滑に行うために適度に詳細なもの。ただし、当該輸出者及び生産者の氏名又は名称を特定する必要はない。）</p>
<p>(c) 当該訪問を受け入れる締約国による支援を要請するかどうか及び当該支援の種類</p>
<p>(d) 適当な場合には、2(b)の規定に基づいて確認が行われている開院法令違反（その通報の時点で入手可能なが特定の違反に関する情報であつて事実に即したもの（過去の経緯に関する情報等）を含む。）</p>
<p>(e) 輸入者が開税上の特恵待遇を要求したかどうか。</p>
<p>5 (略)</p>
<p>6 輸入締約国は、2の規定に基づく現地訪問の実施を求める場合には、訪問を受け入れる締約国に対し、実行可能な限り速やかに、かつ、この条の規定に基づいて輸出者又は生産者を最初に訪問する日の前に、現地訪問を希望する輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所の一覧表を提供する。</p>
<p>7 輸入締約国が2の規定に基づく現地訪問の実施を求める場合には、</p>
<p>(a) 訪問を受け入れる締約国の職員は、当該現地訪問の期間中、当該輸入締約国の職員に同行することができます。</p>
<p>(b) 訪問を受け入れる締約国の職員は、当該訪問を受け入れる締約国の法令に従い、当該輸入締約国の要請により又は自己の発意により、当該現地訪問の期間中、当該輸入締約国の職員を支援することができ、また、入手可能な範囲内で、当該現地訪問の実施に開通する情報を提供することができます。</p>
<p>(c) 当該輸入締約国及び現地訪問を受け入れる締約国は、当該現地訪問に關係する連絡を關係する政府職員に限定するものとし、当該訪問を受け入れる締約国の政府に属さない輸出者又は生産者（注）に対する事前に現地訪問について通知してはならず、また、その開示により当該現地訪問の実効性を損なうおそれのある確認又は執行に関する非公開の情報を提供してはならない。</p>
<p>(d) 当該輸入締約国は、当該現地訪問の時までに輸出者又は生産者（注）に對し、関連する記録又は施設にアクセスするための許可を要請する。当該輸入締約国は、事前の通報が当該現地訪問の実効性を損なうおそれがある場合を除くほか、適当な事前の通報により当該許可を要請するものとする。</p>
<p>注 当該輸入締約国は、現地訪問の対象となる施設において当該現地訪問に同意を与える資格を有する者からの許可を要</p>

請する。

(e) 織維又は織製品の輸出者又は生産者が(d)に規定するアクセス又は許可を拒否する場合には、当該現地訪問についでは、実施しない。当該輸入締約国は、当該現地訪問の対象となる者の関係する従業員の都合又は施設の利用可能性を考慮して、提案される合理的な代替日を検討する。

8 輸入締約国は、2の規定に基づく現地訪問の完了に当たり、次のことを行う。

(a) 訪問を受け入れる締約国の要請に応じ、当該訪問を受け入れる締約国に暫定的な所見を通報すること。

(b) 訪問を受け入れる締約国から書面による要請を受領した場合には、当該要請の日の後九十日以内に、当該訪問を受け入れる締約国に対し、当該現地訪問の結果による報告書（所見を含む。）を提供すること。当該輸入締約国は、当該報告書が英語によるものでない場合は、当該訪問を受け入れる締約国の要請に応じ、英語に翻訳したものを作成する。

(c) 輸出者又は生産者からの書面による要請を受領した場合には、当該要請の日の後九十日以内に、当該輸出者又は生産者に對し、当該現地訪問の結果に関する書面による報告書（当該輸出者又は生産者に係る報告書。所見を含む。）を提供すること。当該報告書は、(b)の規定に基づいて用意する報告書に適当な変更を加えたものとすることができる。当該輸入締約国は、当該輸出者又は生産者に対し、当該報告書を要請があることを通報する。当該輸入締約国は、当該報告書が英語によるものでない場合は、当該輸出者又は生産者の要請に応じ、英語に翻訳したものを作成する。

#### ▶ **附録三-B 必要的記載事項**

この協定に基づく關税上の特惠待遇の要求の根拠となる原産地證明書には、次の要素を含める。

- 1 輸入者、輸出者又は生産者が作成した原産地證明書  
證明者が第三・二十条（特惠待遇の要求）に規定する輸出者、生産者又は輸入者のいずれであるかを記載する。
- 2 証明者  
證明者の氏名又は名称、住所（国名を含む。）、電話番号及び電子メールアドレスを記載する。
- 3 輸出者  
輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む。）、電子メールアドレス及び電話番号を記載する（輸出者が證明者と異なる場合に限る。）。これらの情報は、生産者が原産地證明書を作成する場合において、輸出者を特定する事項を承知し

ないときは、要求されない。輸出者の住所は、締約国内の產品が輸出された場所とする。

4 生産者

生産者の氏名又は名称、住所（國名を含む。）、電子メールアドレス及び電話番号を記載し（證明者又は輸出者と異なる場合に限る。）、生産者が複数いる場合には、「複数」と記載するか又は生産者の一覧を提供する。これら的情報が保持されることを希望する者は、「輸入締約国の當局の要請があつた場合には提供可能」と記載することが認められる。生産者の住所は、締約国内の產品が生産された場所とする。

5 輸入者

判明している場合には、輸入者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレス及び電話番号を記載する。輸入者の住所は、締約国内とする。

6 產品の品名及び統一システムの關稅分類

(a) 產品の品名及び統一システムの六桁番号の水準までの關稅分類を記載する。品名は、原產地證明書の対象となる產品と関連付けるために十分なものとすべきである。

(b) 原產地證明書が產品の一回限りの輸送を対象とする場合において、判明しているときは、輸出に関連する仕入書の番号を記載する。

7 原產性的基準

產品に原產品であるための資格を与える原產地規則を記載する。

8 包括的な期間

原產地證明書が第三・二十条（特惠待遇の要求）4に定める十二箇月を超えない特定の期間における同一の產品の二回以上の輸送を対象とする場合には、当該特定の期間を含める。

9 正規の署名及び日付

原產地證明書には、證明者が署名し、及び日付を付し、並びに次の誓約を付記しなければならない。  
私は、この文書に記載する產品が原產品であり、及びこの文書に含まれる情報が眞正かつ正確であることを證明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの證明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中ご利用可能なものとすることに同意する。

<p>▶ セーフガード開設等</p> <p>① TPP協定締約国からの輸入が急増した場合、② TPP協定締約国が協定に違反した場合、③ TPP協定締約国からの特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等に、それぞれ課税率を引き上げる手続規定を整備</p> <p>【開税暫定措置法第7条の7～第7条の10】</p>	<p>●セーフガードに関する手続等の規定の整備關係</p> <p>▶ 第6、3条 経過的セーフガード措置の実施</p> <p>1 締約国は、この協定に従って関税を引き下げ、又は撤廃した結果として、次のいずれかに該当する場合には、経過期間中(限り)、21に定める経過的セーフガード措置をとることができる。</p> <p>(a) 原産品が他の一の締約国から当該締約国の領域に絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で輸入されている場合において、当該増加した数量が同種の又は直接に競合する產品を生産する国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれ引き起こしているとき。</p> <p>(b) 原産品が他の二以上の締約国から当該締約国の領域に絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で輸入されている場合において、当該増加した数量が同種の又は直接に競合する產品を生産する国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれ引き起こしているとき。ただし、当該経過的セーフガード措置をとろうとする締約国が、当該経過的セーフガード措置の対象となる各締約国からの輸入に關し、当該各締約国からのおそれの原産品の輸入が当該各締約国についてのこの協定の効力発生日の後から絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加していることを証明する場合に限る。</p> <p>2 締約国は、1に定める条件が満たされた場合には、重大な損害を防止し、又は軽減し、かつ、調整を容易にするために必要な範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。</p> <p>(a) 原産品についてこの協定に定める開税の更なる引下げを停止すること。</p> <p>(b) 次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで原産品の開税を引き上げること。</p> <p>(i) この(b)に定める措置をとる時における実行最高開税率</p> <p>(ii) この協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日における実行最高開税率</p> <p>締約国は、開税暫定措置及び数量制限が経過的セーフガード措置の形態として許容されないことを了解する。</p> <p>▶ 第4、3条 緊急措置</p> <p>1 輸入締約国は、この協定に基づく開税上の特惠待遇を受ける繊維又は綿維製品が、この協定に従つて開税を引き下げ、又は撤廃した結果として、絶対量において又は当該繊維又は綿維製品の国内市場に比較しての相対量において数量が増加して当該輸入締約国領域に輸入されている場合において、同種の若しくは直接に競合する產品を生産する国内産業に対する重大な損害又はその現実のおそれ引き起こしているときは、この条</p>
--	---

の規定に従うことを条件として、そのような重大な損害を防止し、又は和解し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間において、6の規定に従い、次の規定に従い、当該輸入締約国は輸出締約国との貿易に係る緊急措置をとることができる。

- (a) 当該緊急措置をとる時点における実行最惠国税率
- (b) この協定が当該輸入締約国において効力を生ずる日の前日における実行最惠国税率

#### ▶ 第6.7条 條款

- 1 経過的セーフガード措置をとる締約国は、產品に対して当該経過的セーフガード措置がとられる各締約国と協議した後、当該経過的セーフガード措置の結果生ずると予想される關税の増大分と実質的に同等の貿易の効果を有する譲許又は当該増大分と等価の譲許を行うことにより、相互に合意する貿易の自由化に資する補償を提供する。当該締約国は、当該経過的セーフガード措置をとった後三十日以内に、当該協議の機会を与える。
- 2 產品に対して経過的セーフガード措置がとられた後三十日以内に、1に規定する締約国も、1に規定する締約国も、当該経過的セーフガード措置をとる締約国との貿易について實質的に資する補償について合意に達しない場合には、当該経過的セーフガード措置をとる締約国との貿易について実質的に等価の譲許の適用を停止することができる。

3 及び4. 訳

#### ▶ 附屬書2-D 付録B-1 農産品セーフガード措置

##### 第A節 付録B-1についての注釈

- 1 この付録は、次に掲げる事項を定める。
  - (a) 日本国の關稅表についての一般的な注釈の規定に基づく農産品セーフガード措置の対象となる原産品である農産品（以下この付録において「原産農産品」という。）
    - (b) (a)に規定する措置の発動水準
    - (c) (a)に規定する各原産農産品について各年ににおいて適用される最高の關稅率
  - 2 日本国は、第二・四條（關稅の釐差）の規定にかかるらず、日本國の關稅率表の「備考」欄に「SG1\*」、「SG1\*\*」、「SG2」、「SG3」、「SG4\*」、「SG4\*\*」、「SG5」又は「SG6」を掲げる品目に該当する特定の原產農產品に対するセーフガード措置（以下この付録において「農産品セーフガード措置」という。）をとることができ。同國は、この付録に定める条件を満たし、かつ、この付録の規定（この注釈を含む。）に従う場合にのみ農産品セーフガード措置をとることができる。

3 日本国は、この付録に定める条件が満たされた場合には、農産品セーフガード措置として、次の開税率のうちいすれか低いものを超えない水準まで21に規定する原産農産品の開税率を引き上げることができる。

(a) 当該農産品セーフガード措置をとる時ににおける実行最惠国税率

(b) 次のいずれかの日における実行最惠国税率

(i) 他の全ての締約国からの原産農産品に対して当該農産品セーフガード措置がとられる場合には、この協定が日本国において効力を生ずる日の前日

(ii) 一の締約国からの原産農産品に対してのみ当該農産品セーフガード措置がとられる場合には、この協定が日本国及び当該農産品セーフガード措置の対象となる締約国について効力を生ずる日の前日

(c) この付録に定める開税率

4 日本国は、透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。同国は、農産品セーフガード措置をとる日から六十日以内に、その原産農産品が当該農産品セーフガード措置の対象となる他の締約国にに対して書面により通報を行い、及び当該他の締約国に対して当該農産品セーフガード措置に関する開運データを提供する。日本国は、当該他の締約国からの書面による要請があつた場合には、当該農産品セーフガード措置をとることに關し、当該他の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他の締約国に対し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面すること等により情報を提供する。

5 この付録の規定の適用上、原産農産品が一の締約国において完全に得られ、又は其の最後の変更が一の締約国において行われた場合には、当該原産農産品は、当該一の締約国からのものとする。

6 3 (6)に規定する開税率が零となる日以後は、農産品セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

7 この付録の規定の適用上、

(a) 「年」とは、

(i) 一年目については、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までをいう。

(ii) 二年目及びその後の各年にについては、四月一日から翌年三月三十一日までの十二箇月の期間をいう。

(b) 「会計年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

(c) 「四半期」とは、次の期間をいう。

(i) 四月一日から六月三十日まで

(ii) 七月一日から九月三十日まで

(iii) 十月一日から十二月三十一日まで

(iv) 一月一日から三月三十一日まで

- 第B節 牛肉についての農産品セーフガード措置 略
- 第C節 脇肉についての農産品セーフガード措置 略
- 第D節 加工された豚肉についての農産品セーフガード措置 略
- 第E節 木エイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置 略
- 第F節 木エイ粉についての農産品セーフガード措置 略
- 第G節 オレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置 略
- 第H節 競走馬についての農産品セーフガード措置 略

（注）第B節～第H節には、それぞれの発動水準や関税率等が規定されている。

► **附録2-D 付録B-2 林産品セーフガード措置**

- 1 日本国は、第二・四條（關稅の撤廢）の規定にかかわらず、日本國の關稅率表についての一一般的な注記5の規定に依り、日本國の關稅率表の「備考」欄に「SG11」、「SG12」、「SG13」、「SG14」、「SG15」、「SG16」又は「SG17」を掲げる品目（該当する特定の林產品（以下この付録において「原產林產品」という。）に対するセーフガード措置（以下この付録において「林產品セーフガード措置」という。）をとることができる。ただし、この付録に定める条件が満たされる場合に限る。）
- 2 日本国は、6から12までのいずれかの規定に定める条件が満たされた場合には、林產品セーフガード措置として、次の關稅率のうちいずれか低いものを超えない水準まで他の一つの締約国からの原產林產品の關稅を引き上げることができる。

- (a) 当該林產品セーフガード措置をとる時における実行最惠國稅率
- (b) この協定が日本國及び当該林產品セーフガード措置の対象となる締約国について効力を生ずる日の前日における実行最惠國稅率

- 3 この付録の規定の適用上、原產林產品が同一の締約国において完全に得られ、又は現の最後の変更が同一の締約国において行われた場合には、当該原產林產品は、当該同一の締約国からのものとする。
- 4 この付録の規定に基づきとする林產品セーフガード措置については、当該林產品セーフガード措置をとった年の終了時までに限って維持することができる。
- 5 この付録の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定が日本國について効力を生ずる日からその後の最

初の三月三十一日までをいうものとし、二年目及びその後の各年にについては、四月一日から翌年三月三十一日までの十二箇月の期間をいう。

6~16 略

(注) 6~16には、発動標準等が規定されている。

► 第28・20条 未実施（代償及び利益の停止）

- 1 被申立国は、次のいずれかの場合において、一又は二以上の申立国からの要請があるときは、当該要請の受領の後十五日以内に、相互に受け入れることができる代償を策定するため、当該一又は二以上の申立国と交渉を開始する。  
(a) 被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去する意図を有しないことを当該一又は二以上の申立国に通報した場合  
(b) 前条（最終報告書の実施）の規定に従つて定める合理的な期間の満了後、被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したかどうかについて紛争当事国間で意見の相違がある場合

- 2 申立国は、次のいずれかの場合には、3の規定に基づいて利益を停止することができます。  
(a) 当該申立国及び被申立国が、代償を策定するための期間が開始した後三十日の期間内に当該代償について合意することができなかつた場合  
(b) 当該申立国及び被申立国が代償について合意したが、被申立国がその合意の条件を遵守しなかつたと関係する申立国が認める場合

- 3 申立国は、自國について2に規定する条件が満たされた後は、いつでも、同等の効果を有する利益を停止する権限を被申立国に対して書面により通報することができる。その通報は、当該申立国が停止することを提案する利益の程度（注）を特定する。当該申立国は、場合に応じ、当該申立国がこの3の規定に基づいて通報する日又はパネルがこの規定に基づつて決定を行う日のいずれか遅い日の後三十日目の日に、利益の停止を開始することができる。  
注 「申立国が停止することを提案する利益の程度」とは、この協定に基づく協約の程度であつて、当該協約の停止が第二十九・十九条（最終報告書）1の規定に従つて発出されるパネルの最終報告書においてパネルが存在すると決定する違反又は第二十九・三条（適用範囲）1（※）の規定の意味における無効化若しくは侵害の程度と同等の効果を有することとなると申立国が認めるものをいう。

4 略

5 被申立国は、次のいずれかのことを認める場合には、申立国が3の規定に基づつて行う書面による通報の到達の日から

三十日以内に、問題を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。

- (a) 停止することが提案される利益の程度が明らかに過大であること又は当該申立国が4に定める原則及び手続に従わなかつたこと。
- (b) 被申立国が、パネルが存在すると決定した違反又は無効化若しくは侵害を除去したこと。

被申立国は、書面により当該申立国にその要請を送付する。パネルは、当該要請の到達の日の後できる限り速やかに再招集されるものとし、(a)若しくは(b)の規定に基づく要請を検討するため(コ)パネルが再招集され後九十日以内又は(a)及び(b)の規定に基づく要請のため(コ)パネルが再招集された後百二十日以内に、その決定を紛争当事国に提示するものとする。パネルは、申立国が停止することを提案する利益の程度が明らかに過大であると決定する場合には、同等の効果を有すると認める利益の程度を決定する。

6 申立国は、被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定した場合を除くほか、パネルが5の規定に従つて決定した程度まで又はパネルが程度を決定しなかつた場合には当該申立国が3の規定に基づき停止することを提案した程度まで、利益を停止することができます。パネルは、4に定める原則及び手続に当該申立国が従わなかつたと決定する場合には、4に定める原則及び手続の完全な遵守を確保するため、当該申立国が利益を停止することができるる対象事項及び停止することができるる利益の程度をパネルの決定に明記する。当該申立国は、パネルの決定に適合する様によつてのみ利益を停止することができる。

## 7～15 略

※ 第28・3条 適用範囲

- 1 この章の紛争解決に関する規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、次の(a)の事項又は(b)若しくは(c)の場合について適用する。
- (a) 及び(b) (略)
- (c) 締約国が、第一章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第三章（原産地規則及び原産地手続）、第四章（繊維及び繊維製品）、第五章（税關当局及び貿易円滑化）、第八章（貿易の技術的障害）、第十章（国境を越えるサービスの貿易）又は第十五章（政府調査）の規定に基づいて自國に与えられることを当然に予想していいた利益がこの協定に反しない他の締約国の措置の適用の結果として無効にされ、又は侵害されていると認められる場合
- 2及び3 略

► 附屬書2-D 付録D-1 第6条

一方の付録締約国は、第六章（貿易上の救済）の規定に従い、経過期間中に限り、統一システムの第百七・〇三項又は第百七・〇四項に分類される他の方の付録締約国からの原産自動車に対する経過的セーフガード措置を、次の手続上の修正を加えてとることができる。

(a)～(c) 略

(d) 第六・七条（補償）1及び2の規定に代えて、次の規定を適用する。

(i) 経過的セーフガード措置をとる一方の付録締約国は、当該経過的セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に同等の貿易の効果を有する譲許又は当該譲許大分と等価の譲許を行うことにより、貿易の自由化に資する適当な補償について相互に合意するために他方の付録締約国と協議する。当該一方の付録締約国は、当該経過的セーフガード措置をとった後三十日以内に、当該協議の機会を与える。

(ii) 產品に対して経過的セーフガード措置がとられる付録締約国は、(i)に規定する協議がその開始の後三十日以内に貿易の自由化に資する補償について合意に達しない場合には、当該経過的セーフガード措置をとる付録締約国との貿易について実質的に等価の譲許の適用を停止することができる。  
(iii) (ii)に規定する譲許の適用を停止する権利は、経過的セーフガード措置がこの協定に適合する場合には、当該経過的セーフガード措置がとられている最初の二十四箇月間にについては、行使されなければならない。

► 附屬書2-D 付録D-1 第7条

1～9 略

10(a) 申立付録締約国は、パネルが最終報告書において次の(i)のいずれかのことを決定し、かつ、次の(ii)のことを決定する場合には、両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、11から17までの規定に従い、被申立付録締約国に対する利益の適用を停止し、又は行動をとることができること。  
(i) (A) 問題となっている措置がこの協定に基づく付録締約国の義務に適合しないこと。  
(B) 付録締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかつたこと。

(C) 問題となっている措置が第二十ハ・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化又は侵害を引き起こしていること。

<p>(i) パネルが存在すると決定した違反又は無効化若しくは侵害が、申立付録締約国からの原産自動車の販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に著しく影響を及ぼしたこと。</p>
<p>(ii) 両付録締約国が別段の合意を除くほか、(a) (i) の規定に基づいてパネルが存在すると決定した違反又は無効化若しくは侵害が、申立付録締約国からの原産自動車の販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に著しく影響を及ぼさなかつたとパネルが最終報告書において決定する場合には、第二十八条・十九条（最終報告書の実施）3から7まで、第二十九条（未実施（代償及び利益の停止））及び第二十九条・二十二条（履行状況の審査）に定める手続を準用する。</p>
<p>11～13 路</p>
<p>14 申立付録締約国は、パネルが13に規定する決定を行った後、次のいずれかのことを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 路</li> <li>(b) 被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定した場合を除くほか、申立付録締約国が課する統一システムの第八七・〇三項及び第ハ七・〇四項に分類される自動車の実行最惠国税率が無税である場合には、被申立付録締約国からの原産品について、パネルが13の規定に従って決定した程度まで被申立付録締約国に対する利益の適用を停止すること。</li> <li>(i) 被申立付録締約国によって課される統一システムの第八七・〇三項、HTSUSハ七〇四・二一・〇〇、HTSUSハ七〇四・二二・五〇、HTSUSハ七〇四・二三・〇〇、HTSUSハ七〇四・三一・〇〇、HTSUSハ七〇四・三二・〇〇又はHTSUSハ七〇四・九〇・〇〇に分類される申立付録締約国からの原産自動車の関税につき、(a) (i) の規定に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な削減の期間の開始を考慮して附属書二－D（関税に関する約束）の被申立付録締約国との表に従って削減が開始される日前に、10 (a) に規定する決定を含む最終報告書が8 (d) の規定に基づいて両付録締約国に提示された場合には、パネルが13に規定する決定を発出した日の後九十日までの期間は、被申立付録締約国からの原産品について、パネルが13の規定に従って決定した年間の利益の程度の四分の一の程度まで被申立付録締約国に対する利益の適用を停止すること。</li> <li>(ii) 被申立付録締約国によって課される(i) に規定する申立付録締約国からの原産自動車の関税につき、(a) (i) の規定に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な削減の期間の開始の延期を考慮して附属書二－D（関税に関する約束）の被申立付録締約国との表に従って削減が開始さ</li> </ul>

れた日以後に、10(a)に規定する決定を含む最終報告書が8(d)の規定に基づいて両付録締約国に提示された場合には、次のことをすること。

(A) パネルが13に規定する決定を発出した日の後九十日までの期間は、被申立付録締約国からの原産品について、統一システムの第ハ七・〇三項に分類される日本国からの原産自動車のアメリカ合衆国への直近の四年における年間輸入量の合計額の三・七五ペーセントとHTSUSハ七〇四・二一・〇〇、HTSUSハ七〇四・二二・五〇、HTSUSハ七〇四・二三・〇〇、HTSUSハ七〇四・三一・〇〇、HTSUSハ七〇四・三二・〇〇及びHTSUSハ七〇四・九〇・〇〇に分類される日本国からの原産自動車のアメリカ合衆国への直近の四年における年間輸入量の合計額の平均の三十七・五ペーセントとの和の四分の一の額まで被申立付録締約国に対する利益の適用を停止すること。

(B) パネルが13に規定する決定を発出した日がパネルが再召集された日の後九十日を超える場合には、パネルが当該決定を発出した後九十日目の日以後、当該決定の発出が九十日を超えた日数の間、被申立付録締約国からの原産品について、(A)に規定する額の二分の一を超えない額まで被申立付録締約国に対する利益の適用を停止すること。  
ただし、產品に適用される引上げ後の關稅率は、當該產品の実行最惠國稅率を超えてはならない。

15~19 略

► **附録2-D 付録D-2 第3条**

一方の付録締約国は、第六章（貿易上の救済）の規定に従い、経過期間中に限り、統一システムの第八七・〇三項に分類される他方の付録締約国からの原産自動車に対する経過的セーフガード措置を、次の手続上の修正を加えてとることができること。

- (a)～(c) 略
- (d) 第六・七条（補償）1及び2の規定に代えて、次の規定を適用する。
  - (i) 経過的セーフガード措置をとる一方の付録締約国は、当該経過的セーフガード措置の結果生ずると予想される關係の増大分と実質的に同等の貿易の効果を有する譲許又は当該増大分と等価の譲許を行うことにより、貿易の自由化に資する適切な補償について相互に合意するために他方の付録締約

国と協議する。当該一方の付録締約国は、当該経過的セーフガード措置をとった後三十日以内に、当該協議の機会を与える。

- (ii) 產品に対して経過的セーフガード措置がとられる付録締約国は、(i)に規定する協議がその開始の後三十日以内に貿易の自由化に資する補償について合意に達しない場合には、当該経過的セーフガード措置をとる付録締約との貿易について実質的に等価の譲許の適用を停止することができる。
- (iii) (ii)に規定する譲許の適用を停止する権利は、経過的セーフガード措置がこの協定に適合する場合には、当該経過的セーフガード措置がとられている最初の二十四箇月間については、行使されてはならない。

▷ 附屬書2-D 付録D-2 第4条

1~9. 路

- 10(a) 申立付録締約国は、パネルが最終報告書において次の(i)のいずれかのことを決定し、かつ、次の(ii)のことを決定する場合には、両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この10、11及び13から16までの規定に従い、被申立付録締約国に対する利益の適用を停止することができる。
- (i) (A) 問題となっている措置がこの協定に基づく付録締約国の義務に適合しないこと。
    - (B) 付録締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかったこと。
    - (C) 問題となっている措置が第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化又は侵害を引き起こしていること。
  - (ii) パネルが存在すると決定した違反又は無効化若しくは侵害が、申立付録締約国からの原産自動車の販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に著しく影響を及ぼしたこと。
  - (b) 被申立付録締約国は、違反又は無効化若しくは侵害を直ちに除去することができない場合には、両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、これらを除去するための合理的な期間を与えられる。
  - (c) 両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、(b)に規定する合理的な期間とば、次のいずれかの期間をいう。
- (i) 8の規定において準用する第二十八・十八条（最終報告書）1の規定に基づく最終報告書の提示から六箇月の期間

<p>(ii) 違反又は無効化若しくは侵害を除去するため、日本国国会若しくはカナダ議会又は地方公共団体の立法機関によって制定された法令の改正が必要な場合には、最終報告書の提示から十二箇月の期間</p>	<p>11 (a) 被申立付録締約国は、次のいずれかの場合において、申立付録締約国からの要請があるときは、当該要請の受領の後十五日以内に、相互に受け入れることができる代償を策定するため、当該申立付録締約国と交渉を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去する意図を有しないことを当該申立付録締約国に通報した場合</li> <li>(ii) 10(c)に定める合理的な期間の満了後、被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したかどうかについて両付録締約国間に意見の相違がある場合</li> </ul> <p>(b) 申立付録締約国は、次のいずれかの場合には、(c)の規定に基づいて利益を停止することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 両付録締約国が、(a)の規定に従って代償を策定するための期間が開始した後三十日の期間内に当該代償について合意することができなかつた場合</li> <li>(ii) 両付録締約国が代償について合意したが、被申立付録締約国がその合意の条件を遵守しなかつたと申立付録締約国が認める場合</li> </ul> <p>(c) 申立付録締約国は、自國について(b)に規定する条件が満たされた後はいつでも、14又は15の規定に基づいて利益を停止する意圖を被申立付録締約国に対して書面により通報することができる。その通報は、当該申立付録締約国が停止することを提案する利益の程度を特定する。当該申立付録締約国は、当該通報を行う日の後に14又は15の規定に基づいて利益の停止を開始することができます。</p> <p>(d) 代償及び利益の停止は、一時的な措置よりも、違反又は無効化若しくは侵害の除去による完全な実施が優先する。代償及び利益の停止は、被申立付録締約国が違反若しくは無効化若しくは侵害を除去する時までの間又は相互に満足すべき解決に達するまでの間においてのみ、適用される。</p>
<p>12~14 略</p>	<p>15 被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定した場合を除くほか、</p> <p>(a) 申立付録締約国は、パネルが13(b)の規定に従って利益の程度を決定する場合には、11(c)の規定に基づいて申立付録締約国が通報する日又は13の規定に従ってパネルが決定を行う日のいづれか遅い日の後</p>

三十日で、次のことを行うことができる。

- (i) 統一システムの第ハ七・〇三項に分類される被申立付録締約国からの原産自動車について、13(b) (i) の規定に従つて、ペナルが決定した程度まで関税率を引き上げること。
- (ii) 申立付録締約国が課する統一システムの第ハ七・〇三項に分類される自動車の実行最惠国税率が無税である場合には、被申立付録締約国からの原產品について、次の(A)及び(B)の程度まで当該被申立付録締約国に対する利益の適用を停止すること。
  - (A) 13(b) (i) の規定に従つて、ペナルが決定した程度
  - (B) 当該三十日の期間の後百日までの期間、13(b) (i) の規定に従つて、ペナルが決定した程度
- (b) 申立付録締約国は、被申立付録締約国が13(a) (i) の規定に従つて問題を検討するためにはペナルを再招集するよう要請しない場合又は、ペナルが13(b) の規定に従つて程度を決定しなかつた場合には、(a) (i) に規定する三十日の期間の後、11(c) の規定に基づいて当該申立付録締約国が停止することを提案した程度まで、当該被申立付録締約国に対する利益の適用を停止することができる。

ただし、この15の規定に基づいて產品に適用される引上げ後の関税率は、当該產品の実行最惠国税率を超えてはならない。

16~18 略

▶ その他整備が必要となる規定

— TPP協定締約国から輸入される麦について、税関長の承認を受ける規定

た工場において飼料を製造する場合に限り、税を撤廃する規定

【関税暫定措置法第9条の2】

—修繕・加工のためにTPP協定締約国に一時的に輸出された後に再び輸入される貨物の税を免除するための規定

【関税暫定措置法第8条の7】

● その他の税規整備関係

▶ **附録2-Dの日本国の関税率表**

開税品目	品名	基準税率	実施区分	備考	1年目	2年目
10. 01 (略)	小麦及びメリン					
1001. 99. 096 (略)	—飼料用のもの					
	—税關當局の監督の下で飼料の原料として使用するもの	1kgにつき55円	EIF	無税		
	—その他のも の	1kgにつき55円	MFN	MFN		
10. 03 (略)	大麦及び裸麦					
1003. 90. 091 (略)	—飼料用のもの					
	—税關當局の監督の下で飼料の原料として使用するもの	1kgにつき39円	EIF	無税		
	—その他のも の	1kgにつき39円	MFN	MFN		

► 第2・6条 修理及び変更の後に再輸入される產品

1 いざれの締約国も、当該締約国の領域から他の締約国の領域に修理又は変更のために一時輸出された後当該締約国の領域に再輸入される產品について、その原産地のいかんにかかわらず、開税を課してはならない。この場合において、当該修理又は変更が、修理若しくは変更のために当該產品が輸出された締約国の領域で行うことが可能であつたかどうか又は当該產品の価額を増加させたかどうかを問わない（注）。

注 カナダについては、この1の規定は、第1回に掲げる船舶であつて、修理され、又は換装されたものについては、適用しない。これらの船舶は、附録書二〇（開税に係る約束）のカナダの表に定める開港する貿易品目による注釈に適合する方法により取り扱われる。

2 路

3 この条の規定の適用上、「修理又は変更」には、次の作業又は工程を含まない。  
(a) 產品の本質的な性質を失わせ、又は新たに若しくは商業的に異なる產品を作ること。  
(b) 未完成品を完成品にすること。

## ○著作権法

### ●著作物等の保護期間の延長

#### ▷ 第18.63条 著作権及び関連する権利の保護期間

各締約国は、著作物、実演又はレコードの保護期間を計算する場合について、次のことを定める（注）。

注（略）

(a) 自然人の生存期間に基づいて計算される場合には、保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死の後少なくとも七十年とすること（注）。

注（略）

(b) 自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、保護期間は、次のいずれかの期間とすること。

(i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表（注）の年の終わりから少なくとも七十年

注 二の(i)の規定の適用上、締約国の法令が期間の計算について権利者の許諾を得た最初の公表の時からではなく固定の時から行う旨を定める場合には、当該締約国は、引き続き固定の時から期間を計算することができる。

(ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作から二十五年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも七十年（注）

注（略）

#### ▷ 著作権等侵害罪の一一部非報告罪化

#### ▷ 第18.77条 刑事上の手続及び刑罰

1 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であつて、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める。故意による著作権又は関連する権利を侵害する複製について、「商業的規模で行われる」行為には、少なくとも次の行為を含む。

(a) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為

(b) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われるものでない重大な行為であつて、市場との関連において当該著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的に有害な影響を及ぼすもの（注1、注2）

注1・注2（略）

2～5（略）

6 締約国は、1から5までに規定する犯罪に關し、次の事項について定める。

	<p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) 当該締約国の権限のある当局が、第三者又は権利者による告訴を必要とすることなく法的措置を開始するために 申請により行動することができる。 (注)</p> <p>注 締約国は、1に規定する著作権又は関連する権利を侵害する複製について、この(g)の規定の適用を市場における著作物、実演又はレコードの利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限ることができる。</p>
7 (略)	<p>●アクセスコントロールの回避等に関する措置</p> <p>▶ 第18. 68条 技術的保護手段 (注)</p>
	<p>注 (略)</p> <p>1 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者が自己の権利の行使に閑遠して用い、並びにその著作物、実演及びレコードについて許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段に適当な法的保護を与え、及び当該技術的手段の回避に対する効果的な技術的措置を講ずるため、次のいずれかの行為を行う者が第十八・七十四条（民事上及び行政上の手続及び救済措置）に規定する救済措置について責任を負い、及び当該技術的措置に従うことを定める。</p> <p>(a) 保護の対象となる著作物、実演又はレコードの利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回避する行為であつて、そのような行為であることを知りながら又は知ることがができる合理的な理由を有しながら (注1) 行うもの (注2)</p> <p>注1・注2 (略)</p> <p>(b) 次の要件を満たす装置、製品若しくは部品を製造し、輸入し、若しくは販売し (注)、若しくは公衆にこれらの販売若しくは貸与を申し出、若しくは他の方法によりこれらを提供する行為又は次の要件を満たすサービスの提供を公衆に申し出、若しくは当該サービスを提供する行為</p> <p>注 (略)</p> <p>(i) 効果的な技術的手段を回避することを目的として、この(b)に規定する行為を行なう者が販売を促進し、宣伝し、又は販売すること (注)。</p> <p>注 (略)</p> <p>(ii) 効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上意味のある目的又は用途が限られていること (注)。</p> <p>注 (略)</p>

(iii) 効果的な技術的手段を回避するために主として設計され、生産され、又は提供されていること。  
各締約国は、いずれかの者が故意に（注1）及び商業上の利益又は金銭上の利益（注2）のために（a）及び（b）に掲げるいずれかの行為に從事したことが判明した場合について適用する刑事上の手続及び刑罰を定める（注3）。

注1～注3（略）

（略）

2・3（略）

#### 4 1の規定を実施する措置に関する規定

（a） 締約国は、知的所有権を侵害しない使用を可能とするため、1（a）及び（b）の規定を実施する措置が当該知的所有権を侵害しない使用について現実に悪影響を及ぼす場合又は可能性がある場合には、自国の法令に基づく立法上、規制上又は行政上の手続によって、及び当該手続によって証拠が提出されるときは当該手続に十分な考慮（当該締約国の法令に基づく著作権及び隣接する権利の制限及び例外を受益者が享受することができるように対するため）で権利者がヒットした措置が適当かつ効果的であるかどうかにに関するものを含む。）を払いつつ、当該措置の制限及び例外を定めることができる（注）。

注（略）

（b） 1（b）の規定を実施する措置の制限又は例外は、意図された受益者がこの条の規定に基づいて許容される制限又は例外を正当に利用することができるようにするためにのみ許される（注1）。当該措置の制限又は例外は、当該意図された受益者を超えて装置、製品、部品又はサービスを利用可能なものとすることを許可するものではない（注2）。

注1・注2（略）

（c） 締約国は、この章の規定に従い、（a）及び（b）の規定に基づく制限及び例外を定めることにより、著作者、実演家若しくはレコード製作者が自己の権利の行使に関連して用い、又はその著作物、実演若しくはレコードについて許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段を保護するための自国の法制度の妥当性又はこのような効果的な技術的手段の問題に対する法的な救済措置の効果を損なわせではない。

5 「効果的な技術的手段」とは効果的な（注）技術、装置又は構成品であって、その通常の機能において、保護の対象となる著作物、実演若しくはレコードの利用を管理するもの又は著作物、実演若しくはレコードに関連する著作権若しくは関連する権利を保護するものをいう。

注（略）

► 第18.79条 衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護

(※「製造」部分のみ)

1 各締約国は、次の行為を犯罪とする。

- (a) 有体又は無体の装置又はシステムが少なくとも次のいずれかの条件に合致することを知りながら又は知ることができることを理由を有しながら、(注1) 行う当該装置又はシステムの製造、組立て、変更(注2)、輸入、輸出、販売、賃貸又は他の方法による頒布

(中略)

2 各締約国は、衛星放送用の暗号化された番組伝送信号又はその内容に利害関係を有しており、かつ、1に規定する行為により損害を受けた者のために民事上の救済措置を定める。

3 各締約国は、故意による次の行為について刑罰又は民事上の救済措置(注)を定める。

注締約国は、民事上の救済措置を定める場合には、損害を証明することを要求することができる。  
(a) 機器がケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の許諾を得ない受信に使用することが意図されたものであることを知りながら行う当該機器の製造又は頒布

(後略)

●配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与

► 第18.62条 附帯する権利

1・2 (略)

3 (a) 各締約国は、実業家及びレコード製作者に対し、その実業又はレコードについて有線又は無線の方法により放送し、又は公衆への伝達を行うこと(注1、注2)並びに公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において使用が可能となるような状態に当該実業又はレコードを置くことを許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。

注1 締約国は、放送及び公衆への伝達について、WIPO専属・レコード条約第十五条(1)及び(4)の規定の適用によって義務を履行し、並びに公衆(2)の規定を適用することができる。ただし、第十八・八条(内国民待遇)の規定に基づく当該締約国の義務に適合する方法によって行われることを条件とする。

注2 (略)

(b) (略)

(参考) WIPO完・レコード条約

第15条 放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権

- (1) 実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のためにレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。
- (2) 締約国は、実演家若しくはレコード製作者又はその双方のいずれが利用者に対して単一の衡平な報酬を請求するかについて、その国内法令において定めることができる。締約国は、単一の衡平な報酬を分配する条件について実演家とレコード製作者との間に合意がない場合には、当該条件を定める国内法令を制定することができます。
- (3) いずれの締約国も、(1)の規定を特定の利用にのみ適用すること、(1)の規定の適用を他の方法により制限すること又は(1)の規定を適用しないことを、世界知的所有権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができます。
- (4) この条の規定の適用上、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードは、商業上の目的のために発行されたものとみなす。

△ 損害賠償に関する規定の見直し

▶ 第18.74条 民事上及び行政上の手続及び処置

1～5 (略)

6 各締約国は、民事上の司法手続において、著作物、レコード又は実演を保護する著作権又は隣接する権利の侵害に関する訴訟に際し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。

- (a) 権利者の選択に基づいて受け切ることができる法定の損害賠償
- (b) 追加的な損害賠償 (注)

注 追加的な損害賠償とは、懲罰的損害賠償を含めることができます。

7 (略)

8 6及び7の規定に基づく法定の損害賠償は、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。

9～17 (略)

## ○特許法

### ▷ 発明の新規性喪失の例外期間の延長

#### ▷ 第18.38条

- 各締約国は、少なくとも、発明が新規性又は進歩性のあるものであるかどうかの判断に際して用いる公衆に開示された情報について、その開示が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、当該情報を考慮に入れない。
- (a) 特許出願人又は特許出願人から直接しくは間接に当該情報を入手した者により行われたものであること。
  - (b) 当該締約国の領域における出願の日の前十二箇月以内に行われたものであること。

### ▷ 特許権の存続期間の延長制度の整備

#### ▷ 第18.46条

- 1・2 (略)
- 3 締約国は、自国における特許の付与において不合理な遅延がある場合には、当該遅延について補償するために特許期間を調整するための手段を定め、及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整する。
- 4 この条の規定の適用上、不合理な遅延とは、少なくとも、締約国の領域において出願した日から五年又はその出願の審査の請求が行われた後三年のうちいずれか遅い方の時を経過した特許の付与の遅延を含む。締約国は、そのような遅延の決定において、特許を与える当局による特許出願の処理又は審査の間に生じたものではない期間、特許を与える当局が直接に責めに帰せられない期間及び特許出願人の責めに帰せられる期間を除外することができる。

## ●発明の新規性喪失の例外期間の延長

### ▷ 第18.38条

- 各締約国は、少なくとも、発明が新規性又は進歩性のあるものであるかどうかの判断に際して用いる公衆に開示された情報について、その開示が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、当該情報を考慮に入れない。
- (a) 特許出願人又は特許出願人から直接しくは間接に当該情報を入手した者により行われたものであること。
  - (b) 当該締約国の領域における出願の日の前十二箇月以内に行われたものであること。

## ●特許権の存続期間の延長制度の整備

### ▷ 第18.46条

- 1・2 (略)
- 3 締約国は、自国における特許の付与において不合理な遅延がある場合には、当該遅延について補償するために特許期間を調整するための手段を定め、及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整する。
- 4 この条の規定の適用上、不合理な遅延とは、少なくとも、締約国の領域において出願した日から五年又はその出願の審査の請求が行われた後三年のうちいずれか遅い方の時を経過した特許の付与の遅延を含む。締約国は、そのような遅延の決定において、特許を与える当局による特許出願の処理又は審査の間に生じたものではない期間、特許を与える当局が直接に責めに帰せられない期間及び特許出願人の責めに帰せられる期間を除外することができる。

## ○商標法

\*商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備

### ▶ 第18.7条

1～6 (略)

7 各種統制は、民事上の司法手続において、商標の不正使用に關し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める。

制度を採用し、又は維持する。

(a) 権利者の選択に基づいて受け受けることができる法定の損害賠償

(b) 追加的な損害賠償 (注)

注 追加的な損害賠償とは、懲罰的損害賠償を含めることができます。

8 6及び7の規定に基づく法定の損害賠償は、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。

9～17 (略)

### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

#### ▶ 第16.2条5

公正取引委員会と独占禁止法違反の疑いがある者との間の合意により独立禁止法違反被疑事件を自主的に解決するための手続の整備  
1. 各締約国は、自国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当該国の競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与える。(略)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

外国における事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備

▶ 第8.6条

1. 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定6.4の規定を適用するほか、他の締約国の領域内に存在する適合性評価機関に対する待遇よりも不利でない待遇に対し、自国の領域内又は他のいかなる締約国の領域内に存在する適合性評価機関に与える待遇をとることを確保するため、自国の領域内に存在する適合性評価機関に対して適用する認定、認可、免許の交付又はその他の承認を行う手続、基準その他条件を他の締約国の領域内に存在する適合性評価機関に対して適用する。

○畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びひん物の価格調整に

- ▶ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付に関する規定の整備

▶ 輸入加工精製品の形態との価格調整に関する規定の整備

## 附圖2—Dの日本国の貿易税率表

※ 当該表には、牛肉、豚

### ○牛肉・豚肉関係の製造率表

規格分類番号	品名	基準税率	適用区分
〇二・〇一	牛の肉 (生鮮のもの及び冷凍したものに限る。)	三八・五%	開港場下下 (一部については農産品セーフガード措置の適用あり)
〇二・〇二	牛の肉 (冷凍したものに限る。)	三八・五%	開港場下下 (一部については農産品セーフガード措置の適用あり)
〇二・〇三	豚の肉 (生鮮のもの及び冷凍し又は冷凍したものに限る。)	四・三%、一キログラムにつき三六一円、一キログラムにつき四一円又は一キログラムにつき枝肉ごとに基準税率又は割合と課税価格との差額等	開港場下下、貿易的特權措置等 (一部については農産品セーフガード措置の適用あり)

卷之三

○○○ 品質競争品については、協定年が初年度（協定発効後1年目以降）の貿易割当てを設定。

卷之三

品目	税率	税率	税率	輸入量(2011-12平均貿易統計)	
				TPP参加国	世界
加糖ココア粉 (含糖率約9割)	(現行) (11年目) 29.8%→14.9%	(発効時) 5千トン→7.5千トン	(6年目)	14.2千トン	18.9千トン
ココア調製品 (2kg超、板状等以外) (含糖率約9割)	(現行) (11年目) 28%→16.8%	(発効時) 12千トン→18.6千トン	(6年目)	44.9千トン	69.8千トン
砂糖ヒン粉引等を混せたもの (含糖率約8割)	(現行) (11年目) 29.8%→17.9%	(発効時) 10.5千トン→12.3千トン	(11年目)	73.5千トン	90.0千トン
チョコレート菓子	10.0%→0%	(発効時) 9.1千トン→18.0千トン	(11年目)	9.1千トン	27.6千トン
ココア調製品(2kg以下) (含糖率約4~9割)	29.8%→0%	(発効時) 2.7千トン→5千トン	(11年目)	2.6千トン	6.1千トン

※ TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果（農林水産省）抜粋

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律

△ 国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする規定の整備	▶ 第18. 36条第1項 ○ 締約国は、他の締約国又は非締約国が関係することとした外国の当該名称を保護できることとする規定の整備
△ 國際協定による外国の地理的表示（G I）の保護に関する指定制度の創設	注 各締約国は、この1の規定に従って地理的表示の保護又は認定を与えるかどうかについて決定する場合には、第十ハ・三十三条（日常の言語の中で通例として用いられている用語であるかどうかを決定するための討論）及び第十ハ・三十四条（複数の要素から構成される用語）の規定を適用する。
△ 指定について必要な手続を規定（指定前の公示、指定の基準の法定等）	(a) 一般公衆が当該地理的表示の保護又は認定のための手続についての指針を取得するために十分な情報及び利害関係者が保護又は認定の要請の検討状況を確認するために十分な情報を入手可能なものとすること。 (b) 当該締約国又は非締約国の関係する国際協定による保護又は認定を検討している用語に記載する詳細をインターネットにおいて公衆が入手可能なものとすること（当該用語の翻訳又は音訳について当該保護又は認定が検討されているかどうかを明示すること及び複数の要素から構成される用語について当該複数の要素から構成される用語を構成する要素であって、当該保護又は認定が検討されているもの又は否定されているものを明示することを含む。）。
△ 施行日に関する措置	(c) 異議申立ての手続に關し、(b)に規定する用語の保護又は認定に対して利害関係者が異議を申し立てたために合理的な期間を与えること。当該期間は、利害関係者に対し、異議申立ての手続に参加する有意義な機会を提供するものとする。 (d) 異議を申し立てる期間の開始以前に、他の締約国に対し、異議申立ての機会について通知すること。
△	▶ 第18. 36条第2項 ○ 締約国は、新たに地理的表示の保護又は認定を許容している6に規定する国際協定について、次のことを行う（注1、注2）。 注1 地理的表示が、6に規定する国際協定において、その当事国である締約国の領域内で既に特定されているが、いまだ保護又は認定を受けていない場合には、当該締約国は、当該国際協定について、1に定める義務を履行することによりこの2に定める義務を履行することができる。

注2 締約国は、第十八・三十二条（地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続）及び第十九・三十二条（異議申立て及び取扱い消しの根拠）の規定を適用することにより、この条の規定を履行することができる。

- (a) 1 (b) の規定を適用すること。
- (b) 1 (b) に規定する用語が保護され、又は認定される前に、合理的な期間、新たな地理的表示の保護又は認定について意見を述べる機会を利害関係者に提供すること。
- (c) 意見を述べるための期間の開始以前に、他の締約国に對し、意見を述べる機会について通知すること。

► 第18.36条第3項

この条の規定の適用上、締約国は、地理的表示の保護又は認定が消滅する可能性を排除してはならない。

► 第18.36条第5項

1の規定に従つて与えられる保護又は認定は、1に規定する国際協定の効力発生の日以後に開始するものとし、締約国が当該保護又は認定を当該国際協定の効力発生の後の日に与える場合には、当該効力発生の後の日に開始する。

► 第18.36条第6項

いかなる締約国も、他の締約国又は非締約国が関係する国際協定において明示的に特定されており、かつ、当該国際協定に従つて保護され、又は認定される地理的表示に對し、この条の規定を適用することを要求されない。ただし、当該国際協定が、次のいずれかに該当する場合に限る。  
(a) 当該国際協定が、この協定の要旨又は原則的な合意の日以後に成立し妥結され、又は原則的に合意された（注）ものである場合

注 この条の規定の適用上、「原則的に合意された」協定とは、他の政府、政府機関又は国際機関の間で合意する合意であつて、当該合意について政治的な了解に達しており、その交渉の結果が公表されているものをいう。

- (b) 当該国際協定が、一の締約国によるこの協定の締結の日に先立ち当該一の締約国により締結されたものである場合
- (c) 当該国際協定が、一の締約国についてこの協定が効力を生ずる日に先立ち、当該一の締約国について効力を生じたものである場合